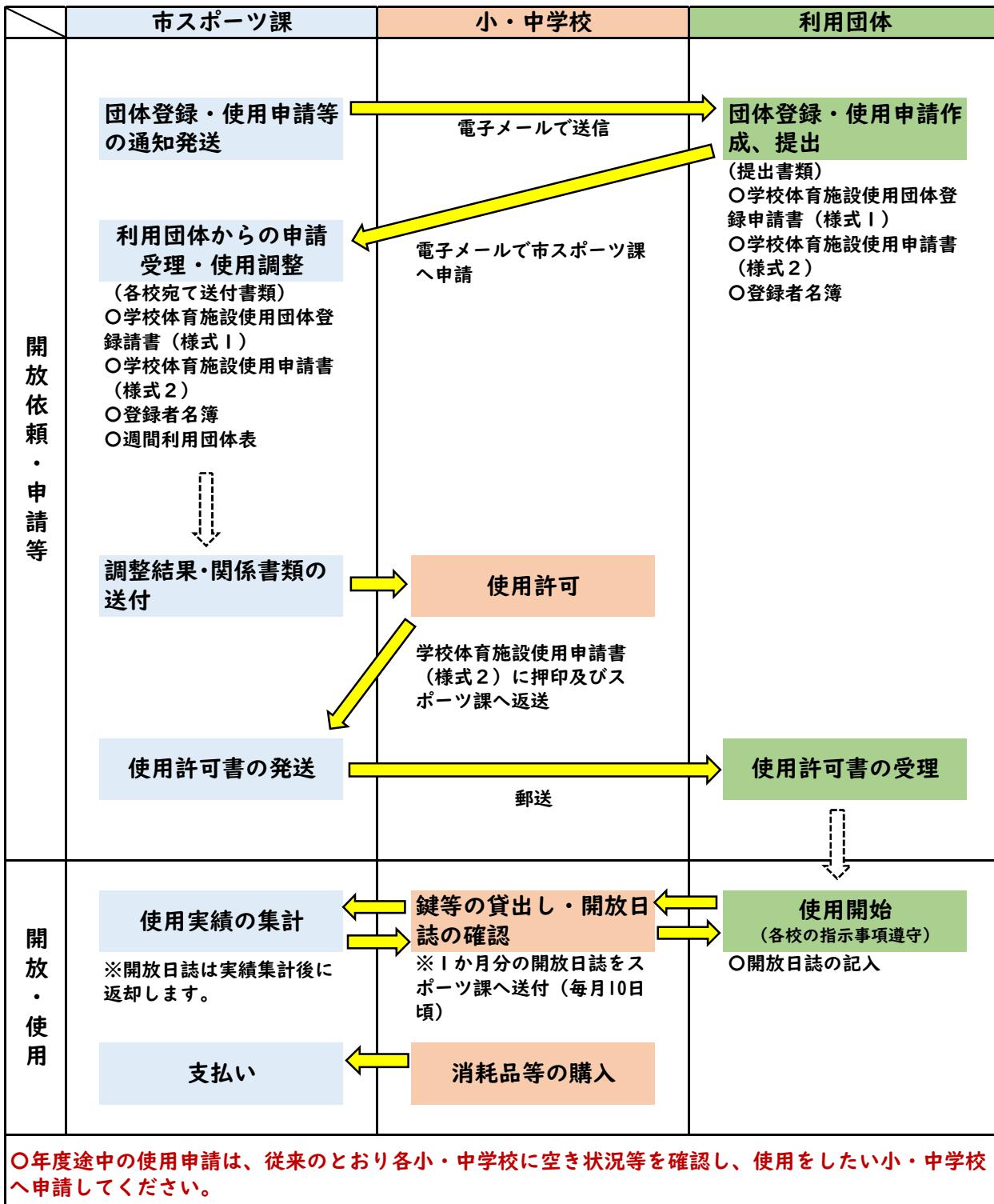


学校体育施設開放 定期利用(年度当初の登録等)の流れ

【令和8年4月1日以降の利用】



※学校体育施設開放を使用できるのは、渋川市内在住・在勤の方等で構成された5人以上のグループです。未成年者のグループは成人の代表者または責任者(保護者)の登録が必要となります。

※使用時間…平日：午後6時～午後9時、土・日・祝日：午前9時～午後9時

ただし、学校行事や部活動で使用している場合は使用できません。

※午前8時30分から9時までは、競技等のための準備の時間として入館はできますが、

それ以前の時間での入館はできません。

※午後9時には競技を終了し、使用後は必ず清掃を行い9時30分には必ず退館してください。

※雨天時練習用としての体育館の年間確保はできません。他の団体も使用できるようご配慮をお願いします。

※学校運動場照明施設(夜間照明)は、学校体育施設開放の申請の他に、(公財)渋川市まちづくり財団の申請が必要です。